

# STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元  
東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会  
新潟市中央区白山浦1-238-6  
TEL/FAX  
025-383-6335

## 第3回口頭弁論

去る2月4日午後3時より、新潟地方裁判所にて、多くの原告・サポーター、報道関係者らが見つめる中、第3回口頭弁論が開かれました。

### 東電の主張

被告東電は、本年1月18日付準備書面(2)を陳述。「陳述」と言っても「書面の通り」と述べるのみで、説明は一切ありません。書面の内容についても「初の積極的な主張」とのことで大いに期待しましたが、福

島原発事故について触れた部分はほんのわずかで、事故に関する原告らの主張を前にしてもなお、「原告らは被害が及ぶ危険性を具体的に主張していない」とするなど、加害企業として無責任で厚顔無恥なものでした。

### 原告の意見陳述

原告2名による意見陳述では、まず飯館村から避難している伊藤延由さんが、農業者の立場から、飯館村が四季折々の花や山の恵みに囲まれた豊かな村であったこと、福島原発事故によって家族や村の人びとの絆を絶たれたこと、除染作業の限界などを、写真を交えながら訴えました。原発事故が生んだ悲惨な状況を知るとともに、飯館村の現地を見てほしいと締めくくりました。

新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



郡山市在住の菅野正志さんは、妻子を新潟市に母子避難させ、週末だけ郡山市から会いに来るといふ二重生活の苦痛を涙ながらに訴えました。「直ちに影響はない」という政府や東電の発表を信じて娘さんを被曝させてしまった後悔、「どうしてパパと一緒に暮らせないの？私何か悪いことをしたの？」

と娘さんが泣きながら訴えたことなどは涙無くして聞けません。菅野さんは「温かく受け入れてくれた新潟県民に自分たちのような思いをさせたくない」と決意を述べました。

### 弁護団からの主張

弁護団の伊東良徳弁護士は、福島第一原発の1号機が地震により配管等の損傷に至っていたという主張を説明しました。そして、おざなりな「目視確認」だけでIC(非常用復水器)配管に損傷はないとし、国会事故調の立入調査も妨害した東電の主張は根拠薄弱であることを明らかにしました。

大田陸介弁護士は、東電が様々な安全対策を先送りしてきたことが福島第一原発事故を招いたこと、東電の組織そのものに原発を運転させるわけにはいかない問題点があることを述べました。

近藤正道弁護士は、東電の主張について、「福島第一原発事故の責任はないという主張かどうか、回答せよ」と強く迫りました。しかし、東電の代理人は「書面のとおり」と繰り返すのみでした。

最後に和田光弘弁護団長より、東電に「柏崎刈羽原発について、福島第一原発事故を踏まえた対策を実施済みのものとするでないものを明らかにせよ」と述べ、終了しました。

今後も東電の言い逃れを許さず回答を迫りながら、裁判所にも焦点を意識した審理を求めていきます。

# 提訴1周年・福島原発事故2周年集会

柏崎刈羽原発の運転差止訴訟を取り組む弁護団・市民の会などの主催で、5百名の会場に定員を超える580名の参加がありました。

## 現実を無視した原発の防災計画

集会では、まず、第三回公判で意見陳述に立った郡山在住の菅野正志さんが報告。この日も二重生活の苦しさや深刻さを切々と語る報告に、参加者は皆涙ながらに聞きました。その後、環境総合研究所の鷹取敦さんが、同研究所の作成した原発事故シミュレーションソフト「Super Air eD/NPP」を用い、柏崎刈羽原発のシミュレーションをおこないました。規制庁と同様の条件を付与してシミュレーションする



郡山在住の菅野正志さん（原告）

のシミュレーションをおこないました。規制庁と同様の条件を付与してシミュレーションする

と、30キロ圏付近の事故直後の線量評価では規制庁の計算結果と大きな差は出ませんでした。30キロを超えた遠い地点でも、残留放射能により浴びる「積算線量」が個人の被曝限度を超えることが示されました。特に小児の甲状腺被曝の想定では、百キロ圏でも対策が必要になります。時間と距離を区切り、機械的に「避難」「避難受入」を練引きする計画は実態に即していないのです。同時に、避難した後菅野さんたちが直面しているような経済的・精神的な苦痛や被害などを考えれば、どんなに完璧な緊急避難計画を作ったとしても、それが私たちに安心安全を保証するものにはならない、ということをおぼろげに確かできます。

## 柏崎刈羽原発直下に活断層

さらに続いて、新潟県の「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」の委員でもある立石雅昭・新潟大学名誉教授が柏崎刈羽原発敷地の下にある断層について解説、全て活断層であると指摘し、柏崎刈羽原発の地盤の脆弱性について参加者は認識を深めました。その後柏崎市内をにぎやかにデモ行進しました。

## 第4回口頭弁論期日のご案内

日時：2013年5月16日（木）午後3時～、場所：新潟地方裁判所（法廷は未定）

### 【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所（FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切2013年5月7日（木）午後5時（厳守）

### (2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。
- ・入廷していただける方のみ、ご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

### 【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので、応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

## カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思っております。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

\*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくをお願いします。